

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 パナソニック E Wエンジニアリング株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 藤井 和夫
(3) 住所 大阪府大阪市中央区城見 2 - 1 - 6 1

2 指名停止措置期間 令和 7 年 3 月 2 6 日 ～ 令和 7 年 4 月 2 5 日 (1 か月)

3 事案の概要

パナソニック E Wエンジニアリング株式会社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として、また、工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から、令和 7 年 1 月 3 1 日付けで、監督処分を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 2 0（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表 2 0 >

措 置 条 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 2 0 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	処分を決定した日から 1 か月以上 9 か月以内